

土地改良財産他目的占用変更・廃止届出書

令和 年 月 日

寺谷用水土地改良区 理事長 伊藤 英明 様

届出者 住所

氏名 ㊟

土地改良財産の他目的占用について、次のとおり（変更・廃止）しましたので届け出ます。

記

|                        | 変更（廃止）前                  | 変更後                                  |
|------------------------|--------------------------|--------------------------------------|
| 許可年月日・番号               | 令和 年度 寺占第 号              |                                      |
| 占 用 者<br>(住所・氏名・電話番号)  | 住所：<br>氏名：<br>Tel：       | 住所：<br>氏名：<br>Tel：<br>※裏面に署名・押印すること。 |
| 路 線 名                  |                          |                                      |
| 占 用 場 所                |                          |                                      |
| 占 用 目 的                |                          |                                      |
| 占用面積または数量              |                          |                                      |
| 工作物の名称または種類<br>およびその構造 |                          |                                      |
| 占 用 期 間                | 自：令和 年 月 日<br>至：令和 年 月 日 |                                      |
| その他必要な事項               |                          |                                      |

※（変更・廃止）のいずれかを○で囲む。

※変更の場合、「変更前」「変更後」の該当欄へ必要事項を記入する。

※廃止の場合、「その他必要な事項」へ原形復旧について記入する。

## 土地改良財産他目的占用 許可条件

- 1) 工事施行にあたっては施行方法等事前打合せし、その指示に従う。工事に着手するときは寺谷用水土地改良区理事長に届出をすること。
- 2) 工事が完成したときは、ただちに寺谷用水土地改良区理事長に届出て竣功検査を受けること。
- 3) 当該工事施行により完成した工作物に起因する事故（災害を含む）により寺谷用水土地改良区が管理する土地改良財産に被害を与えた場合はすみやかに届出て、その指示に従い原形に復旧すること。但し、これに要する一切の経費は申請者の負担とする。
- 4) 占用箇所周辺（水路敷含）は、常に良好なる維持管理をし、通水を阻害しないこと。
  - イ. 申請者は定期的に占用箇所周辺の草刈等を行うこと。
  - ロ. 定期的に水路を清掃し占用敷地内の土砂の流入防止および堆積土の搬出を行うこと。
- 5) 寺谷用水土地改良区が維持管理上支障があると認めた場合は、その許可を取り消すことができるものとする。
- 6) 許可を受けた者が占用更新手続きを2ヶ月以上怠った場合は、許可を取り消し、既設工作物を撤去し、原形に復旧させること。  
但し、これに要する一切の経費は許可を受けた者の負担とする。
- 7) この許可によって生じた権利義務は、他人に移転し、又は貸し付けることができない。  
但し、次の場合には許可することができる。
  - イ. 許可を受けた者の組織名称が変更になったとき
  - ロ. その他特別の事由があるとき
- 8) 前項ただし書によって権利義務の移転を許可する場合でも許可期限は変更しないものとする。
- 9) 占用期間中、見やすい場所に様式第3号による掲示をしなければならない。
- 10) 水路側道および橋梁等の占用により水難事故等が発生した場合は、申請者において補償問題等の責任を負う。
- 11) 占用期間中に占用を廃止する場合、土地改良財産他目的占用変更・廃止届書を提出すること。この場合、既に徴収した占用料金及び事務手数料は返納しないものとする。
- 12) 工作物が耐用年数を経過し、補強工事等が必要な場合、速やかに寺谷用水土地改良区に届け出て指示に従い工事を行うこと。又、補強の必要性を申請者が確認すること。  
但し、これに要する一切の経費は許可を受けた者の負担とする。
- 13) 寺谷用水土地改良区土地改良財産他目的占用規程のとおり、占用料金を納入すること。

上記許可条件を遵守し土地改良財産他目的占用することを了承します。

令和 年 月 日

(変更後の占有者) 氏名：

印